

名古屋市バリアフリー整備相談支援事業実施要綱

（趣旨）

第 1条 この要綱は、バリアフリーのまちづくりを進めるため、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者（以下「当事者」という。）が、名古屋市（以下「市」という。）が行う施設整備に参画する場（以下「当事者参画の場」という。）を設けることで、市や事業者では気づくことのできない施設の使いやすさ等のニーズを施設整備に反映させ、誰もが使いやすい施設の整備を進める名古屋市バリアフリー整備相談支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第 2条 本事業の実施主体は、市とし、事業に関する事務を処理するため、健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課に事務局を置く。ただし、市は、事務局の業務の一部を適切な運営が確保できると認められる法人その他の団体に委託することができる。

（事務局の業務内容）

第 3条 事務局は、次に掲げる業務を行う。

（1）当事者参画の場の開催及び運営

整備を行う施設（以下この条において「施設」という。）等の所管課（以下「施設等所管課」という。）からの依頼に基づき、当事者参画の場の開催及び運営を行うこと。

（2）施設等所管課と当事者との調整支援

本事業の実施に当たり必要となる施設等所管課と当事者との間の調整を支援すること。

（3）当事者から出された意見の活用

当事者参画の場において、当事者から出された意見について、

当該意見の集約及び整理を行い、その概要を公表することで、市が行う施設整備に活用するとともに、民間事業者への啓発にもつなげる。併せて、当事者の意見を蓄積することにより、福祉都市環境整備指針の改定に役立てることを検討すること。

(4) 施設等所管課及び施設への研修等

施設等所管課及び施設の職員へのバリアフリー及び当事者の特性に関する研修を行うとともに、より良い整備に向けた検証を行うこと。

(5) その他市が行う施設整備に係るバリアフリー化に関する相談の対応及び支援

(当事者参画の場の対象案件)

第 4条 当事者参画の場において意見聴取の対象とする案件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (1) 市が実施する施設等の整備（P F I によるものを含む。）のうち、以下のいずれかに該当するもの。ただし、別の手段により当事者参画を実施するもの又は法令、地形等の特別な事情があるものは除くことができるものとする。また、同様の施設等整備を複数実施するもので、当該施設等整備毎の特性を考慮する必要がないものは、当該施設等整備のうち代表的なもの又は当該施設等整備に関する指針、基準等を対象とすることができるものとする。

ア 公共建築物の整備

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2条第19号に規定する特別特定建築物のうち、床面積の合計が 2,000平方メートル以上のものの新築、増築、改築、リニューアル改修等（増築、改築、リニューアル改修等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積が 2,000平方メートル以上のもの）

イ 道路の整備

法第 2条第10号に規定する特定道路の新設又は改築

ウ 公園の整備

都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園のうち、面積 4 ヘクタール以上の公園の新設又は移動等円滑化園路を含む大規模な再整備（これに係る法第 2 条第 15 号に規定する特定公園施設の新設、増設又は改築を含む）

エ 公共交通機関の整備

法第 2 条第 7 号に規定する特定旅客施設の新設又は大規模な改良

(2) 施設等所管課が希望するもの

(3) 事務局が特に必要と認めるもの

2 当事者参画の場に情報提供する案件は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

(1) 前項第 1 号ただし書きの別の手段により当事者参画を実施するもの

(2) 特別特定建築物の新築、増築、改築、リニューアル改修等のうち、前項第 1 号アに該当しないもの

(3) 施設等所管課が希望するもの

(4) 事務局が特に必要と認めるもの

（当事者参画の場への参画依頼）

第 5 条 事務局は、原則として福祉のまちづくり推進会議の福祉関係委員出身団体および名古屋市障害者団体連絡会の構成団体に当事者参画の場への参画を依頼するものとする。

（当事者参画の場の開催及び運営）

第 6 条 当事者参画の場は、次のとおり開催及び運営するものとする。

(1) 施設等所管課は、施設整備の種別及び段階等を踏まえて、当事者から出された意見が反映できるよう当事者参画の場の実施時期及び実施方法を検討した上で、事務局の照会に応じて開催を依頼

するものとする。なお、第 4 条第 1 項第 1 号に規定する当事者参画の対象案件は、設計内容への反映が可能な時期までに実施することを原則とする。

(2) 事務局は、整備内容や実施時期、施設等所管課の意向を踏まえ、当事者参画の実施方法を決定する。

2 施設等所管課は、当事者参画の場で、整備概要の説明又は現地調査等を実施することにより、当事者の意見を聴取する。

3 当事者は、自らの心身の状況、困りごと等を踏まえ意見するとともに、全ての利用者にとって安全で使いやすい施設を目指す観点にも配慮する。

4 事務局は、当事者団体に団体内での意見集約を依頼し、出された意見について集約及び整理を行い、施設等所管課へ送付する。

5 施設等所管課は、後日の当事者参画の場で意見への対応方針を説明する。

(当事者意見の取り扱い)

第 7 条 施設等所管課は、意見を反映させるよう努めなければならない。

2 施設等所管課は、当事者の意見を反映させることが困難であると判断する場合には、代替策等を検討するとともに、当事者にその理由を説明するなど、理解を得るよう努めなければならない。

(実施状況報告)

第 8 条 事務局は、本事業の実施状況を福祉のまちづくり推進会議及び名古屋市バリアフリー庁内推進会議に報告するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7年 6月 9日から施行する。